

平成22年6月1日修正

第2次田原市行政改革大綱《暫定》

参加と協働、連携による改革

平成22年3月



はじめに

「合併は最大の行政改革」と呼ばれていますように、本市では、市民の皆様のご理解とご協力を得て、平成15年・17年と2度の合併を果し、基礎自治体としての行財政基盤の強化を図ってまいりました。

また、合併後の新市の基礎づくりとして、平成18年3月には第1次行政改革大綱を策定し、市民の一体感の醸成と市民サービスの平準化を最大の目標として、各種の改革に取り組んでまいりました。

基礎自治体の強化を目的とした合併は一段落しましたが、行政サービスやそれともなう事務事業の中には、依然、改革・改善を必要とするものもあり、また、少しの工夫により、今以上の効果や効率化を図ることができるものも数多く残っています。一方、社会が複雑多様化する中で、市民サービスに対する行政需要も一層高度化・多様化し、サービスの量だけでなく、サービスの質的向上も求められています。

国政の転換期、景気の後退と市政を取り巻く状況が大きく変化していく中で、これらの行政需要に的確に対応し、将来を見据えたまちづくりを進めるためには、なお、一層の行政改革が必要であります。

このため、合併効果の発揮と定着を図るとともに、一層健全な財政基盤を確立し、日本一住みやすいまちづくりを目指すため、ここに第2次田原市行政改革大綱を策定しました。

改革の推進にあたっては、職員が危機意識と改革意識を持ち、全庁一丸となって推進してまいりますが、これからの市民サービスは、全て行政だけで推進することは困難となっています。そのためにも、市民の皆様方の自発的な参加と、地域や団体、NPOや事業者等との協働・連携が必要不可欠となっています。

市政は「市民が主役」という基本姿勢のもと、市民の視点に立った行政改革を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

平成22年3月

田原市長 鈴木 克 幸

第2次田原市行政改革大綱【暫定】

目 次

1	第2次田原市行政改革大綱の目的	1
2	田原市の行政改革のあゆみ	1
	(1) 国の進める行政改革	1
	(2) 田原市の進める行政改革	1
3	市政を取り巻く状況及び課題	2
	(1) 人口構造の変化	2
	(2) 財政状況	3
	(3) 職員数の状況	6
	(4) 財産（土地、施設）の状況	7
4	第2次田原市行政改革大綱の基本方針	8
	(1) 基本方針	8
	(2) 改革の理念	8
	(3) 行政改革大綱の体系	9
5	改革期間	11
6	行政改革の推進	11
	(1) 推進体制及び進行管理	11
	(2) 進捗状況の公表	11
	(3) 計画の見直し	11
7	改革項目の実行計画(アクションプラン)	12
8	参考資料	33

第2次田原市行政改革大綱【暫定】

※ 「暫定」の意味について

今回の第2次田原市行政改革大綱は、策定作業中に大きな政治の変革があり、地方行政に大きな影響を及ぼす国と地域の関係(事務分担、税財源等)も今後どのようになるのか不確定な状況です。

このため、本大綱は「暫定」扱いとし、国の政策が明らかになった時点で、見直しを図ることとします。

1

第2次田原市行政改革大綱の目的

平成15年8月20日に田原町と赤羽根町の合併により田原市が誕生し、その後、平成17年10月1日には、渥美町との合併により、新生田原市が誕生しました。

本市では、国の推進する地方分権や三位一体改革、合併後の新しいまちづくり等に対応するため、平成18年3月に第1次行政改革大綱を策定し、新市の行財政基盤の基礎づくりに取り組んできました。

しかし、最近の地方自治体を取り巻く環境は、世界規模での景気後退や少子化・高齢化の進行に伴う社会構造の変化に加え、国政における大きな政治の転機を迎えるなど、大きく変化し、先行き不透明な状況にあります。

このため、一層の健全な行財政基盤の確立、そのための合理的な行財政運営やサービスの質的向上を目指し、合併効果の発揮・定着を図るとともに、総合計画の都市将来像「うるおいと活力のあるガーデンシティ」を実現するため、第2次田原市行政改革大綱を策定します。

2

田原市の行政改革のあゆみ

(1) 国の進める行政改革

行政改革に関する国の主な取組みは、以下のとおりです。

- 平成17年3月総務省通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」
→行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表、民間委託等の推進、指定管理者制度の活用、地方公営企業の経営健全化、第三セクターの抜本的見直し等
- 平成18年6月「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行政改革推進法)」施行
- 平成18年7月「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(市場化テスト法)」施行
- 平成18年8月総務省通知「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」
→総人件費改革、公共サービス改革(市場化テストの積極活用等)、地方公会計改革(公会計の整備、資産・債務管理)、情報開示の徹底等

(2) 田原市の進める行政改革

行政改革に関する田原市の主な取組みは、以下のとおりです。

- 平成18年3月「第1次行政改革大綱(改革期間:平成17~21年度)」策定
→6つの基本目標と目標を達成するための22の改革項目、57の取組内容で構成
- 第1次行政改革大綱に基づく主な取組例

H17年度：調整手当廃止等職員手当の見直し、市営施設管理協会の廃止等
H18年度：定員適正化計画策定、指定管理者制度の導入、投票区再編の実施、パブコメ実施等
H19年度：事務事業評価の実施、補助金見直しガイドラインの策定等
H20年度：施策評価の試行実施、福祉タクシー・バス料金制度の見直し等
H21年度：機構改革(組織のスリム化、グループ制度の導入等)の実施等

3

市政を取り巻く状況及び課題

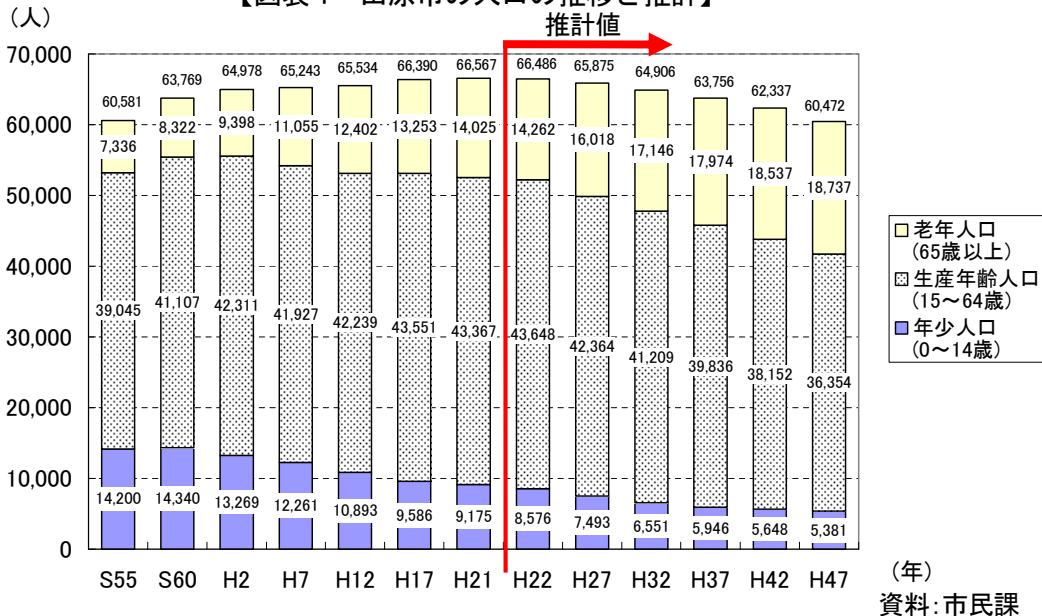
(1) 人口構造の変化

平成 21 年 4 月 1 日現在の本市の人口は 66,567 人で、年齢構成の割合は、年少人口 13.8%(9,175 人)、生産年齢人口 65.1%(43,367 人)、老年人口 21.1%(14,025 人)となっています。

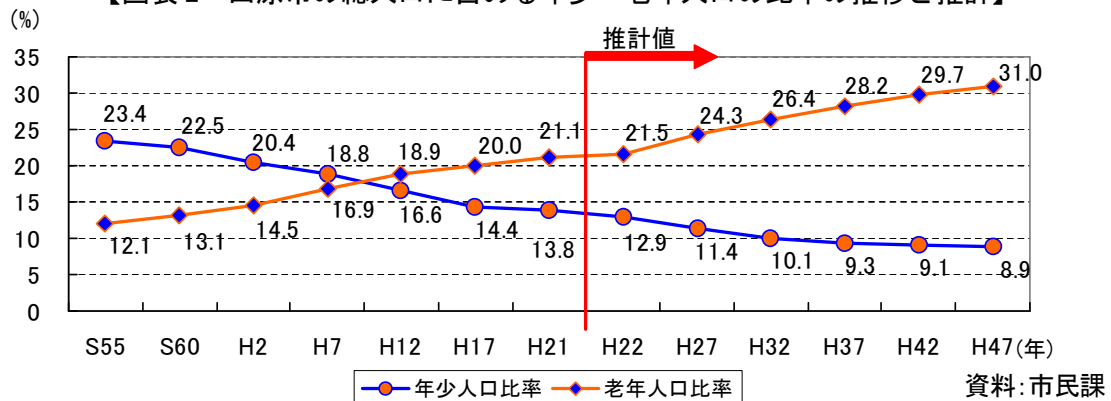
しかし、25 年後の平成 47 年の人口推計では、人口は 60,472 人となり 6,095 人減少、年齢構成は、年少人口 8.9%(4.9 ポイント減)、老年人口 31.0%(9.9 ポイント増)となり、人口減少に加え、着実に少子化・高齢化が進むことが予想されることから、労働人口の減少、扶助費の増加など、社会構造の変化に対応した抜本的な行財政運営が必要となっています。(図表 1、2)

なお、本市の特性として、臨海工業地帯で働く転入男性の増加により、平成 21 年 4 月 1 日現在の男女比では、男性が 52.4%(34,897 人)、女性が 47.6%(31,670 人)と、総人口に占める男性の割合が高くなっています。

【図表 1 田原市の人口の推移と推計】



【図表 2 田原市の総人口に占める年少・老年人口の比率の推移と推計】



※数値については、S55～H17 は国勢調査(各年 10 月 1 日現在)、H21 は住民基本台帳人口 (H21.4.1 現在)、H22～H47 は国立社会保障・人口問題研究所推計人口をそれぞれ使用。

(2) 財政状況

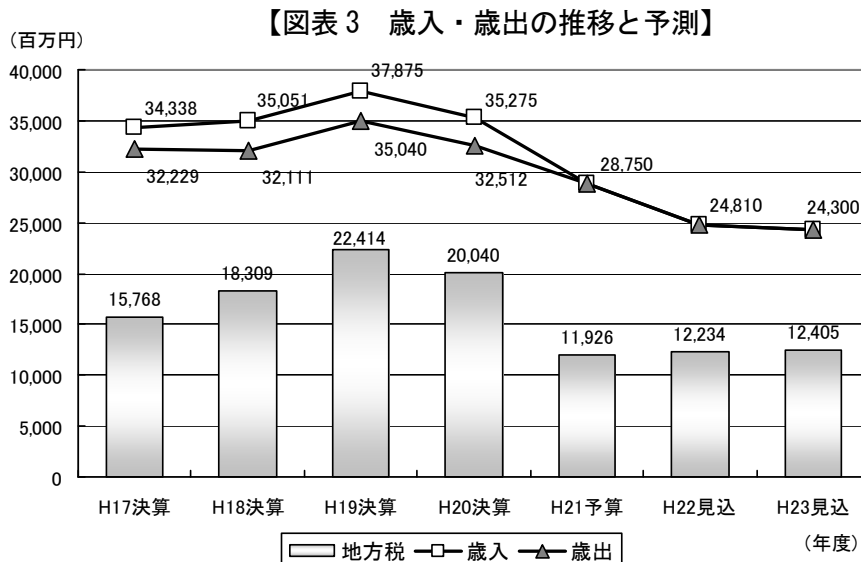
本市は、昭和 50 年代から臨海部への企業集積が始まり、昭和 56 年度から地方交付税の不交付団体(旧田原町)となるなど、比較的安定した財政状況となっていました。

しかし、平成 20 年秋以降、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界規模での景気後退は、本市財政にも著しく影響し、平成 21 年度予算以降は、大変厳しい予算編成となっています。

※使用した数値は、田原市総合計画実施計画に基づく平成 21 年 12 月時点のもの。

① 歳入・歳出の推移と予測 (決算は普通会計数値を、予算・見込は一般会計数値を使用)

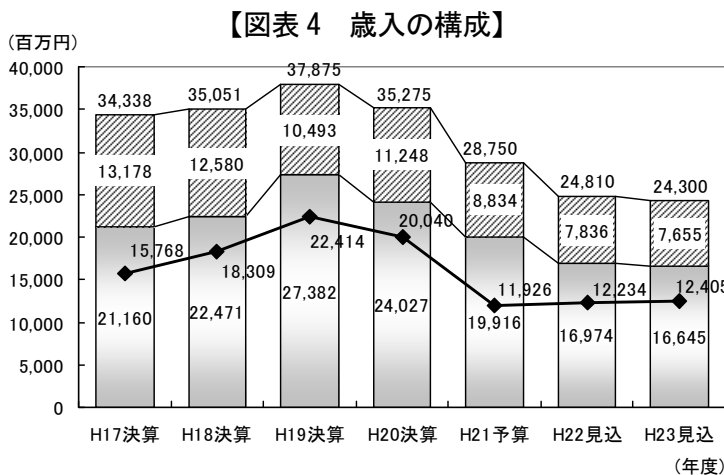
一般会計(普通会計)における平成 19 年度決算では、好調な臨海企業からの法人市民税の増加等の影響により、歳入約 379 億円、歳出約 350 億円と、過去最大の決算となりましたが、世界規模での景気後退の影響を受け、平成 21 年度予算では歳入歳出とも約 288 億円となっています。なお、この傾向は今後 2~3 年続くことが予想されるため、当面は 120 億円前後の税収を見込んだ約 240 億円の財政規模となることが予測されています。(図表 3)



※普通会計=個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なるため、統計上統一的に用いられる会計。(本市では、一般会計、給食センター給食費、田原福祉専門学校、中心市街地商業等活性化事業が該当)

資料: 財政課

歳入の構成を見ると、平成 19 年度決算においては、税収約 224 億円を含む自主財源約 274 億円(自主財源比率 72.3%)と過去最大の歳入となりましたが、景気後退の影響により、当面は歳入規模の縮小を余儀なくされる中、平成 22・23 年度の自主財源比率は 68%台となることが見込まれます。(図表 4)

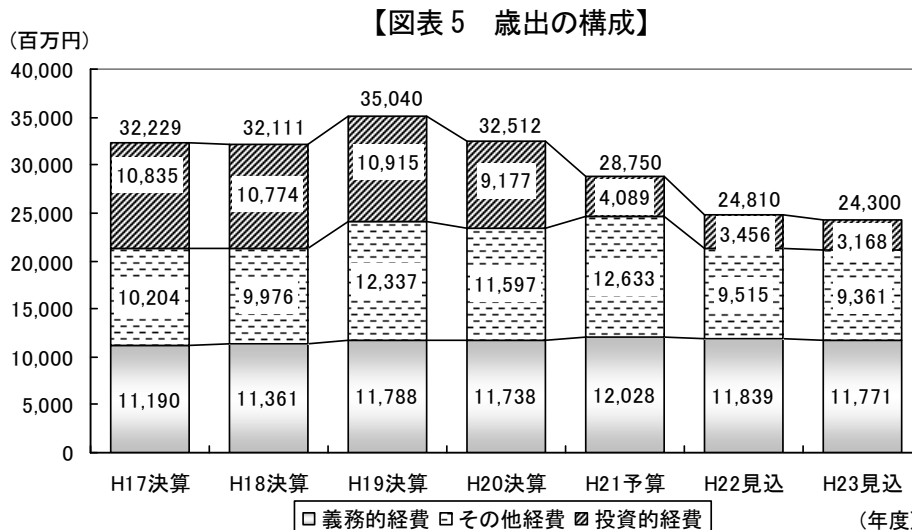


※自主財源=市が国や県に依存しないで独自に調達できる財源で、地方税の他、手数料、使用料等がある。
 ※依存財源=国や県の意思決定に基づき交付される補助金や地方交付税等のこと。

資料: 財政課

歳出については、ここ数年 300 億円を超える決算規模で推移してきましたが、これは好調な税収と合併特例債等の合併支援措置を背景に、合併時に策定された新市建設計画に盛り込まれた合併関連事業を前倒しして実施してきた結果であり、本市の人口規模としては、肥大化した状況にあったと思われます。

歳出の構成を見ると、平成 21 年度予算以降は、投資的経費の大幅な減少を見込んでいます。また、今後も少子化・高齢化の影響により、義務的経費のうち扶助費の増加が一層進むことが予想されるため、財政規模の減少分は投資的経費で吸収せざるを得ないこととなります。(図表 5)



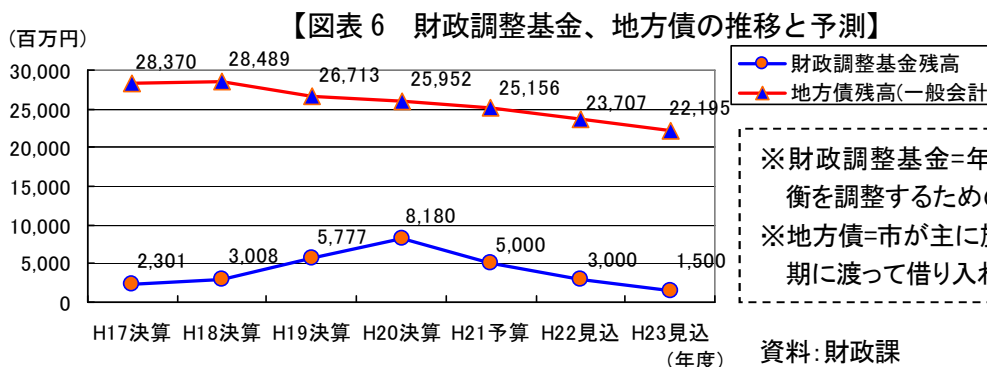
※義務的経費=人件費、扶助費(医療助成費、生活保護費等)、公債費(市債の償還金)のこと。
 ※その他経費=物件費(消耗品、委託料等他の性質に属さないもの)、補助費等(各種団体への補助金、負担金や基金への積立金等)、繰出金(他会計への繰出金)のこと。
 ※投資的経費=道路や橋、公園、学校等の建設など、社会資本の整備に要する経費のこと(普通建設事業費、災害復旧事業費から構成される。)

② 財政調整基金、地方債の推移と予測

財政調整基金残高は、臨海企業の好調な業績により、平成 18、19 年度に大幅な上積みをしたため、平成 20 年度決算では約 82 億円となっています。これは、県内市(名古屋市を除く)の平均 38 億円を大きく上回っていますが、既に平成 21 年度予算編成から歳入減分を基金の取り崩しにより補っていることに加え、当面 2 年から 3 年は税収増も期待できないため、平成 23 年度には 15 億円程度まで減少することが予測されています。

一方、地方債残高(一般会計)については、合併関連事業が順次完了してきたことや、償還期間の短縮に努めてきたこと等により、今後は徐々に減少していく見込みです。

(図表 6)

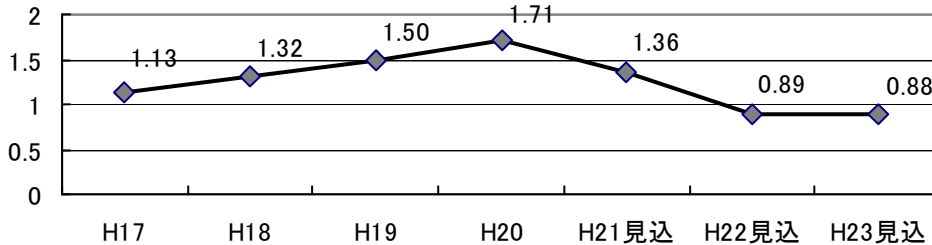


※財政調整基金=年度間の財政の不均衡を調整するための積立金のこと。
 ※地方債=市が主に施設整備のために長期に渡って借り入れる資金のこと。

③ 財政力指数、実質公債費比率等の推移と予測

財政力指数については、昭和 56 年度から地方交付税の不交付団体(旧田原町)となるなど、平成 20 年度には 1.71 と高い数値となっています。しかし、景気後退による市税の減収に伴い、平成 22 年度には 1.0 を割り込み、0.89 となることが予測されています。(図表 7)

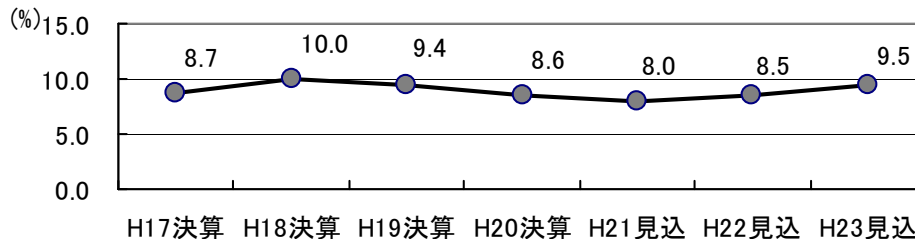
【図表 7 財政力指数の推移と予測(単年度)】



(年度)資料:財政課

また、実質公債費比率や経常収支比率などの財政指標についても、これまでは「健全」とされる数値にありましたが、経常収支比率は平成 21 年度予算から 80%を超えるなど、財政の硬直化が進むことが予測されています。(図表 8、9)

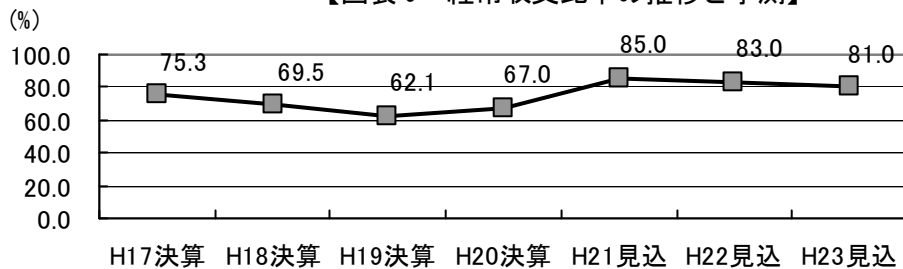
【図表 8 実質公債費比率の推移と予測(3カ年平均)】



(年度)資料:財政課

資料:財政課

【図表 9 経常収支比率の推移と予測】



(年度)資料:財政課

資料:財政課

- ※財政力指数=地方公共団体の財政力の強弱を示す数値であり、数字が大きければ大きいほど(基準は 1.0)財政的にゆとりがある。(H19 愛知県市町村平均: 1.15)
- ※実質公債費比率=実質的な公債費(地方債の元利償還金)が財政に及ぼす負担を表す指標であり、この数値が低ければ低いほど健全な財政状況と言える。(実質公債費比率 18%以上の団体は、地方債の発行に際し国の許可が必要となり、さらに、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債についても制限されることとなる。)
- ※経常収支比率=経常的な収入財源(地方税、交付税等)のうち、毎年度経常的に支出される経費(人件費、扶助費、公債費等)に充当されたものが占める割合で、この数値が低ければ低いほど弾力的な財政構造であると言える。(H19 愛知県市町村平均: 84.9%)

(3) 職員数の状況

平成 17 年 4 月 1 日現在の市役所職員数(一般職)は 828 人でしたが、平成 19 年 3 月に田原市職員定員適正化計画を策定し、計画的な定員管理を行った結果、平成 21 年 4 月 1 日現在では 747 人となっています。(図表 10)

職員定員の適正化については、同適正化計画に掲げる目標値(平成 27 年 4 月 1 日:657 人)に向かい順調に進んでいますが、近隣市と比較すると依然多い状況にあり、更なる推進を図る必要があります。(図表 11)

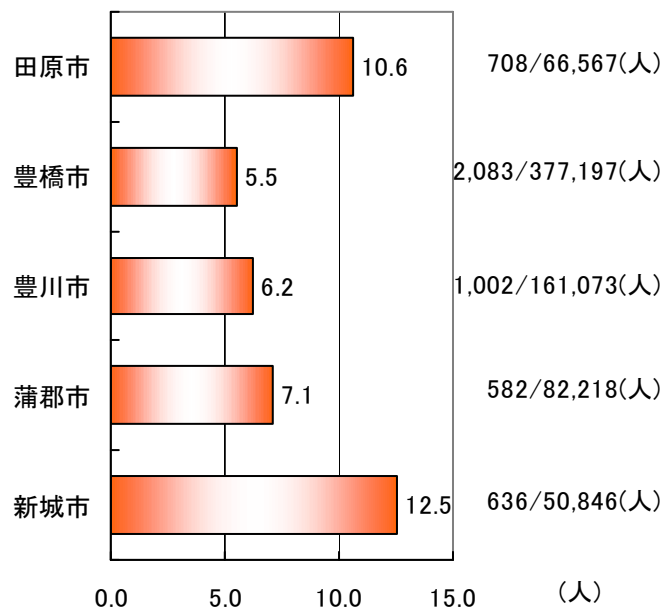
ただし、職員が削減されることにより、自治体能力の低下や市民サービスの低下を招くことがないようにしなければなりません。そのためには、民間活力等の導入や行政サービスの見直し、あるいは、事務事業の効率化などにより、長期的な視点に立った職員数の削減を図り、本市の行財政規模に見合った職員数とすることが重要です。

【図表 10 職員定員適正化の状況】

区分	H17. 4. 1	H18. 4. 1	H19. 4. 1	H20. 4. 1	H21. 4. 1	H22. 4. 1	H27. 4. 1
定員適正化計画の目標値(一般職)	828 人	-	-	-	-	757 人	657 人
実績：一般職員	828 人	806 人	781 人	753 人	747 人		

資料:人事課

【図表 11 人口 1 千人当りの職員数(普通会計)】



資料:人事課

※H20.4.1現在の普通会計職員(水道、病院等の職員を除く)÷H21.4.1現在の住民基本台帳人口により算出。
 ※なお、図表 10 の一般職員 753 人は(H20.4.1 現在)、708 人(普通会計職員)+12 人(水道会計職員)+16 人(下水道会計職員)+17 人(国保会計職員、介護保険会計職員等)の合計である。

(4) 財産（土地、施設）の状況

市が保有する財産には、地方自治法第 238 条による「行政財産」と「普通財産」があります。また、この他に「水道会計」、「土地開発基金」、「土地開発公社」で保有する財産があり、これらが有する総面積は 390ha となっています。（図表 12）

しかし、本市では、公共事業の停滞・計画変更等により、財産区分に関係なく、多くの土地が利用されていないのが現状であり、これら未利用地の有効活用を積極的に図る必要があります。

また、市内には 200 以上の市有施設（構造物）があり、その維持管理に要するコストは年間 30 億円を超えています。施設の中には、本来の行政目的が薄れた施設や利用率の低下した施設、老朽化が著しい施設も存在しており、これらの市有財産を、それぞれ現状の規模で建て替えを行った場合、今後 10 年間（～平成 29 年まで）で 100 億円余の支出が余儀なくされます。さらに、20 年後から 25 年後（平成 40 年～44 年）には建て替えのピークを迎え、この 5 年間だけで 112 億円もの資金が必要なが予測されています。（図表 13）

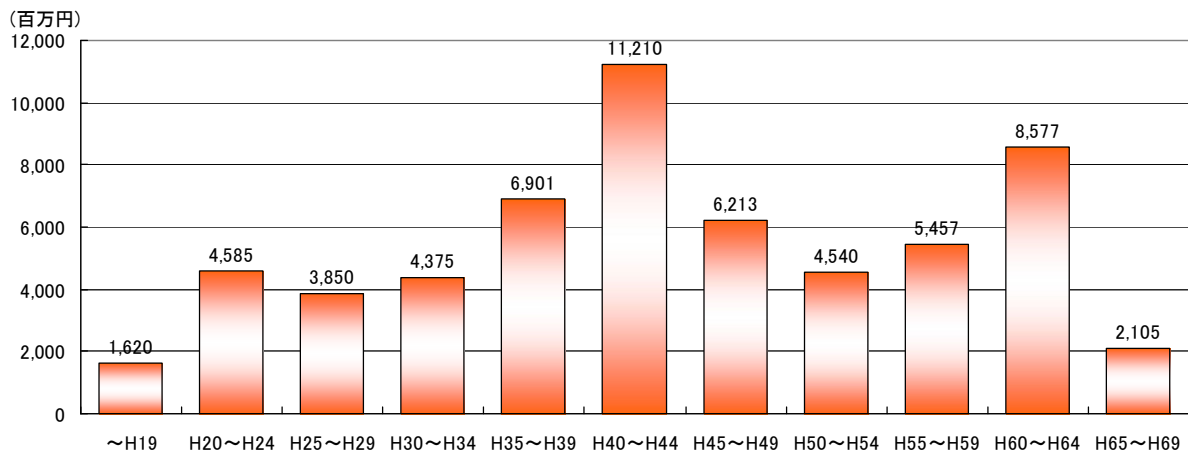
このため、施設の廃止・統合、民間活力の導入など、一層の合理化・利活用を図る必要があります。

【図表 12 土地財産の保有状況(H20 年度末現在)】

区分		面積(ha)	備考
一般会計	行政財産	278	道路・河川等を除く。
	普通財産	48	
水道会計		3	
土地開発基金		28	
市保有財産合計①		357	
土地開発公社保有地		33	
公社保有財産合計②		33	
総計(①+②)		390	参考:市の面積 18,858ha

資料: 財政課

【図表 13 市有施設の建替え予測金額(H19 年度調査)】



資料: 政策推進課

(1) 基本方針

第1次田原市行政改革大綱では、合併直後の新しいまちの土台づくりとして「新生田原市の基礎づくり」をテーマとし、生まれたばかりの「市」のサービス平準化を重視して改革を進めてきましたが、現在では、世界規模での景気後退により疲弊した財政の建て直しや、少子化・高齢化など社会構造の変化への対応、合併により生じた重複財産の解消など、まだまだ解決しなければならない課題が数多く残っています。

また、平成の大合併は一通りの終止符が打たれつつありますが、地方分権の推進、道州制や広域連携への対応等、国においては、今後一層の行政改革を進めようとしていることから、これらの動きに的確に対応した改革が必要となっています。

このため、第2次行政改革大綱では、市民が主役となり、市民・団体・事業者等がそれぞれの役割を担って、積極的に行政運営に参加出来る仕組みづくりを推進するとともに、自治体間の連携や事業者・団体など多様な連携を活用した行政サービスの提供を推進することが必要なことから、「参加と協働、連携による改革」を基本方針として掲げ、行政改革に取り組みます。

基本方針：参加と協働、連携による改革

市民参加や市民協働、広域連携などを推進し行政改革を進めます。

【視点】

- 「市民参加」を促し、「市民協働」の精神を育む行政サービスの提供
- 「事業者連携」、「市町村連携」を活用した行政サービスの提供

(2) 改革の理念

郷土の先覚者である渡辺崋山先生の「有徳、独立、創意工夫」という教えは(理念)、本市の過去から現在、そして未来につながる行政改革の普遍的な理念です。

このため、この改革の理念を第1次行政改革大綱から引継ぐこととします。

※渡辺崋山筆 田原御三人様宛書簡より(天保9年(1838年))

田原ハ武ヲ構シ 徳ヲ敷キ
 天地の間ニ独立致
 掌大の地ヲ百世ニ存候様 御工夫第一也
 何テモ徳ニ無之テハ危シ

(大意)

田原は文武両道を範とし、立派な人格の道をひろげ、世界の中で自治独立し、小さな土地であるが、永世に残していくよう工夫することが第一である。何をするにも徳が行われなければ危うい。

(3) 行政改革大綱の体系

改革の方針、改革の理念に従い、第2次行政改革大綱を確実に実行するために、「市役所内部の改革」と「市民サービスの再構築」を改革の柱とします。

この改革の柱は、普遍的な課題である合理的な行財政運営、自助・共助・公助に基づく市民サービスの提供を目指すものであることから、第1次行政改革大綱の柱を継承します。

また、この2つの改革の柱を具体化するために、「市役所内部の改革」には3つの基本目標(A 市役所のスリム化、B 健全な財政の確立、C 事務の効率化)を、「市民サービスの再構築」には2つの基本目標(D サービス体制の見直し、E 財源の適正配分と受益者負担の見直し)を設定し改革を進めます。

さらに、基本目標を達成するため、次の3点に留意し20の改革項目を設定しました。

- ① 第1次田原市行政改革大綱を総括し、必要な改革項目は引続き継承する。
- ② 合併協定項目・合併調整項目の未調整事項のうち、必要な課題は継承する。
- ③ 改革の理念を念頭に、市民ニーズ、国・県の動向、さらには、合理的な行財政運営を築くための新たな取り組みを導入する。

なお、これらの改革項目の推進にあたっては、改革項目ごとに実行計画(アクションプラン)を定め、改革を一層具体的に進めていきます。

【市役所内部の改革】

A 市役所のスリム化

民間活力の導入や行政サービスの見直し、あるいは、事務事業の徹底した効率化などにより、長期的な視点に立った職員数の削減を図るとともに、市民ニーズに的確に対応した組織体制を築き、市役所のスリム化を目指します。

改革項目	実行計画
【1】定員適正化の推進	P12 参照
【2】宅地分譲業務等外部委託の推進	P13 参照
【3】基幹系電算業務外部委託の推進	P14 参照

B 健全な財政の確立

健全な財政基盤を確立するため、事務事業全体のコスト抑制を図るとともに、新たな財源確保に努めるなど、歳入と歳出のバランスが取れた財政運営を行います。

また、市では基金・公社等を含め390haもの土地を保有していますが、中には、未利用となっている土地や建物が多数存在します。このため、賃借・売却等の検討を行い、財産の有効活用を図ります。

改革項目	実行計画
【4】公共工事コスト縮減の推進	P15 参照
【5】公有財産の利活用	P16 参照
【6】財源確保の推進	P17 参照
【7】収納環境の整備	P18 参照

C 事務の効率化

指定管理者制度の推進や地域・団体との協働による公共施設の管理運営方法の検討を進めるとともに、外郭団体・関係団体との関係を見直すことにより、効率性の高い事務執行を進めます。

改革項目	実行計画
【8】社会教育施設の管理運営方法の見直し	P19 参照
【9】市営住宅の管理運営方法の見直し	P20 参照
【10-1】外郭団体・関係団体の見直し(社会福祉協議会の自立支援)	P21 参照
【10-2】外郭団体・関係団体の見直し(観光協会の自立支援)	P22 参照

【市民サービスの再構築】

D サービス体制の見直し

非効率な行政サービスの排除、サービスの改善や見直し等を行い、市民の視点に立った質の高い行政サービスの提供を推進します。

改革項目	実行計画
【11】保育所の適正化	P23 参照
【12】小中学校の規模適正化	P24 参照
【13】給食方式の統一	P25 参照
【14】ぐるりんバスの路線見直し	P26 参照
【15】ライフランド巡回バスのあり方の検討	P27 参照
【16】窓口サービス向上策の検討	P28 参照
【17】公共施設のあり方の検討	P29 参照
【18】リサイクルプラザのあり方の検討	P30 参照

E 財源の適正配分と受益者負担の見直し

投資効果を十分見極め、不要不急の事務事業を見直し、財源の有効活用を図ります。また、受益者負担の原則を一層推進し、サービスを受ける市民と受けない市民との公平性確保に努めます。

改革項目	実行計画
【19】家庭系一般搬入ごみの有料化	P31 参照
【20】補助金の見直し	P32 参照

5

改革期間

改革期間は、改革項目ごとにそれぞれの目標期限を設け、改革の実現に努めることとしますが、本大綱の改革期間として次のとおり設定します。

改革期間：平成22年度 ⇒ 平成26年度（5年間）

6

行政改革の推進

（1）推進体制及び進行管理

行政改革の推進にあたっては、職員一人ひとりが危機意識と改革意識を持ち、全庁・全職員が一丸となって改革を推進します。

また、市長を議長とする「田原市政策推進会議」を中心に、庁内全体の進行管理を図るとともに、必要に応じて外部有識者等の意見を聞く機会を設け、大綱に盛り込まれた改革項目の確実な遂行や諸課題の解決を図ります。

（2）進捗状況の公表

改革期間中、その進捗状況については、市議会をはじめ広く市民に対して、市広報やホームページ等を通じ積極的に公表します。

（3）計画の見直し

今回の第2次田原市行政改革大綱は、策定作業中に大きな政治の変革があり、地方行政に大きな影響を及ぼす国と地域の関係（事務分担、税財源等）が今後どのようなようになるのか不確定な状況のため、本大綱は「暫定」扱いとしています。

こうした中でも、大綱に基づく行政改革を粛々と進めますが、国の政策が明らかになった時点で、見直しを図ることとします。

7

改革項目の実行計画（アクションプラン）

A 市役所のスリム化

プラン番号

1

改革項目	定員適正化の推進	担当課	人事課		
現況及び問題・課題	<p>【現況】</p> <p>○H19年3月に職員定員適正化計画を策定し、進行管理を図っている。 H17.4：828人(人件費：6,885百万円) H21.4：747人(人件費：6,266百万円)、達成率：114%(中間目標値757人比(H22.4))</p> <p>【問題・課題】</p> <p>○定員削減については、事務事業の効率化はもちろんのこと、業務の外部委託や移管(民営化)、施設の管理運営体制の見直し(委託)、施設自体の統廃合等が重要な要素となっているため、各計画の将来予測を捉え、削減の推進や適正化計画の見直しを図る必要がある。</p> <p>○公務員の定年延長の制度化の動きもあり、職員定員適正化計画との整合性を図る必要がある。</p>				
具体的な取組内容	<p>○職員定員適正化計画の見直し・進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H19年3月策定の職員定員適正化計画策定に基づき、引続き適正な職員定員の進行管理を行う。 ・計画期間：H17年度～H26年度 ・目標値：H27年4月1日職員数657人 ・適正化計画の見直し：業務や公共施設のあり方の見直し及び国の動向を踏まえつつ、適正化計画の見直しを図る。 ・具体的削減手法を確立し、定員管理面からも所管課・財政部局に働きかける。 				
期待される効果	<p>○職員定員を削減することで、人件費総額を抑制することができる。</p> <p>○定員削減を図ることで、公務の直営範囲や実施方法の見直しが推進され、業務の効率化や業務委託等による民間市場の活性化を促進することができる。</p> <p>○熟練した技能・知識・経験等を有する職員を育成することで、市民サービス、行政機能の向上が図られる。</p>				
年度別計画	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
実施予定業務	<p>○職員定員適正化計画の見直し・進行管理</p> <p>【検討】 → 【実施(進行管理)】</p> <p>【見直し案策定】</p>				
数値目標	○職員数(職員定員適正化計画による目標値) H22.4.1：757人			H27.4.1：657人	
特記事項	<p>○数値目標については、H19年策定の職員定員適正化計画によるものであり、計画見直し後新たに算定し直す。</p> <p>○職員定員適正化計画に掲げる目標値が達成された場合、5力年で2,375百万円の削減効果が見込まれる。</p>				

A 市役所のスリム化

プラン番号

2

改革項目	宅地分譲業務等外部委託の推進		担当課	建築課	
現況及び問題・課題	<p>【現況】</p> <p>○H20年4月現在、夕陽が浜宅地の分譲状況は、総分譲区画数135区画のうち92区画が売却済みとなっている。</p> <p>○H23年(仮称)大久保宅地の分譲を予定している。(分譲区画予定：85区画)</p> <p>○宅地分譲の企画・販売(募集・受付・その他PR活動等)については、全て市土地開発公社において実施している。</p> <p>【問題・課題】</p> <p>○夕陽が浜宅地は、H10年度分譲開始以来、10年が経過しているが、未だ43区画未売却地があり、早急に売却する必要がある。</p> <p>○現在整備中の大久保住宅についても、効果的・効率的な売却が必要となっている。</p> <p>○今後の住宅供給においては、社会情勢の変化や社会・住宅ニーズに対応した供給システムが必要となっている。</p>				
具体的な取組内容	<p>○外部委託・販売等検討組織の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地の分譲を推進するため、外部委託・販売等検討組織を設置する。 <p>○夕陽が浜住宅販売の外部委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部委託の方法や内容が決定次第、夕陽が浜住宅において実施する。 <p>○大久保住宅販売の外部委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夕陽が浜住宅における実施結果を踏まえ、大久保住宅においても、外部委託を検討・実施する。 				
期待される効果	<p>○民間活力の導入により、効果的な住宅販売が展開される。</p> <p>○市土地開発公社の人件費が削減される。</p> <p>○未売却区画の早期解消が図れる。(夕陽が浜住宅の未売却区画：43区画)</p> <p>○新たな分譲予定地の販売促進が期待される。(大久保住宅)</p> <p>○定住人口の拡大、地域コミュニティの活性化が図られる。</p>				
年度別計画	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
実施予定業務	<p>○外部委託・販売等検討組織の設置</p> <p>【設置・検討】</p>		<p>○夕陽が浜住宅販売の外部委託</p> <p>【実施】</p>		
数値目標	<p>○残区画数(夕陽が浜)</p> <p>43区画</p>	<p>○残区画数(大久保)</p> <p>85区画</p>			<p>21区画</p> <p>17区画</p>
特記事項	<p>○夕陽が浜住宅の目標値については、残区画数の5割を目標とする。(総区画数：135区画、残区画数：43区画)</p> <p>○新規に造成される大久保住宅の目標値については、総区画数の2割を目標とする。(総区画数：85区画)</p> <p>○夕陽が浜で22区画、大久保住宅で68区画の販売が達成された場合、1,156百万円の収入効果が見込まれる。</p>				

A 市役所のスリム化

プラン番号

3

改革項目	基幹系電算業務外部委託の推進		担当課	総務課	
現況及び問題・課題	<p>【現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市役所の業務のうち、住民票・税・国民健康保険など29業務についてホストコンピュータによる電算処理を実施。これらの29業務は、パッケージソフトを利用したもの、市単独で開発委託したもの、市職員が開発したものの3つに分類される。 ○システムの運用は、開発業者への委託と、電算担当職員による運用を併用している。 <p>【問題・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○独自に開発したシステムでは、複数団体でコストシェアできないために、開発費用が割高となる。また、計算結果の妥当性を検収するのも市職員のみであり、複数団体でも検収を行っているパッケージソフトと比較すると確認漏れとなる確率が高い。 ○大量印刷物を、市職員が印刷・封入等を行うことにより、多くの人件費が発生している。 ○担当職員は、業務知識・IT関連知識の双方が求められ、人材の確保・育成が困難となっている。 				
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○電算処理システム運用業務の外部委託の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票・税・国民健康保険などを電算処理するシステムの運用業務について、外部委託等の拡大を検討する。 ・大量印刷物(納税通知書・選挙入場券等)の印刷・封入に係る業務について、外部委託を検討する。 				
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ○税条例改正等により必要となるシステム変更が迅速となる。 ○システムトラブル時の早期復旧が可能となる。 ○システム運用に係る電算担当職員の人件費が削減できる。 ○大量印刷物の印刷・封入に係る職員人件費の削減ができる。 				
年度別計画	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
実施予定業務	<p>○電算処理システム運用業務の外部委託の拡大</p>				
数値目標	○外部委託にともなう職員数の削減 (H21 3.5人)		1.1人		
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ○住民基本台帳法の改正にともなうシステム変更に合わせて、H24年度を目標に外部委託を推進する。 ○次期システム移行後の職員の役割は、情報施策の立案、事業担当課やシステム事業者との調整を行うこととし、これまでの役割を転換する。 ○職員を2名削減することより、16百万の削減効果が見込まれる。 				

B 健全な財政の確立

プラン番号

4

改革項目	公共工事コスト削減の推進		担当課	契約検査室	
現況及び問題・課題	<p>【現況】</p> <p>○H10年3月に「田原町公共工事コスト削減対策に関する行動計画」を策定。</p> <p>○工事に関する部材や設計方法等は、日々向上しているため、現状の行動計画では対応できていない。</p> <p>○国・県においては新たな公共工事のコスト削減計画を策定しており、本市についても新・公共工事コスト削減計画を策定する必要がある。</p> <p>【問題・課題】</p> <p>○新・公共工事コスト削減計画の策定にあたっては、従来の工事コストの削減に加え、国において策定された「公共事業コスト構造改善プログラム」を踏まえて総合的なコスト削減に取り組む必要があるが、削減額の算出方法(数値化)が多岐にわたり困難となっている。</p> <p>○国や県と違い、小規模市町村では、大規模な事業や高度な知識を持つ技術者が少ないため、コスト削減効果が表れにくい。</p>				
具体的な取組内容	<p>○新・公共工事コスト削減計画策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定のための庁内組織を設置する。 ・新・公共工事コスト削減計画を策定する。 <p>【計画の具体的な内容】</p> <p>2次製品や長尺品の利用促進。工事とともにCO₂の削減。維持管理費を含めたライフサイクルコスト(建物にかかる設計から建設、維持管理、解体までの生涯に要するコスト)による積算の実施。総合評価落札方式の拡大等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新・公共工事コスト削減計画に基づいた公共工事コストの削減 ・計画の進行管理を実施する。 				
期待される効果	<p>○効率的・効果的な公共工事を実施することで、コスト削減を図ることができるとともに、社会資本の整備を合理的かつ計画的に推進することができる。</p>				
年度別計画	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
実施予定業務	<p>○新・公共工事コスト削減計画の策定</p> <p>【検討】 【策定】 【実施(推進)】</p>				
数値目標					
特記事項	<p>○数値目標については、計画策定後設定する。</p>				

B 健全な財政の確立

プラン番号

5

改革項目	公有財産の利活用	担当課	政策推進課 財政課			
現況及び問題・課題	<p>【現況】</p> <p>○市保有財産(土地)は、行政財産278ha、普通財産48ha、財産区分が不明確な道路用地・池沼等883haとなっている。また、土地開発基金が28ha、土地開発公社が33haそれぞれ所有している。</p> <p>【問題・課題】</p> <p>○普通財産は、地方自治法により、貸付、交換、売払い等が可能であることから、現在、利活用されていない財産については、積極的な利活用の推進又は処分の検討が必要である。(H21年9月現在、処分可能用地は約18ha)</p> <p>○土地開発基金保有28ha及び土地開発公社保有33haの内、長期間に渡り活用されていない土地については、利活用・処分が可能となっている。</p> <p>○また、合併の影響もあり、行政財産、普通財産の保有面積・筆とも明確ではないため、財産台帳の充実を図る必要がある。</p>					
具体的な取組内容	<p>○公有財産台帳の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通財産、行政財産及び土地開発公社等の保有財産について、調査を行う。 <p>○公有財産の利活用方針の策定及び推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有財産運営・処理方法について検討を行い、利活用方針を策定する。 ・利活用方針に基づき、順次、未利用地の利活用・処分を推進する。(区分が不明確な財産については、調査が完了した後、利活用・処分を実施。) 					
期待される効果	<p>○未利用地の他用途転用により行政サービスの向上や周辺地域の活性化が図られる。</p> <p>○不要財産の売却等により、財政収入が増加する。</p>					
年度別計画		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
実施予定業務	<p>○公有財産台帳の充実</p> <p>【調査・検討】 【実施】</p> <p>○公有財産の利活用方針の策定及び推進</p> <p>【検討】 【策定】 【実施】</p>					
数値目標						
特記事項	○数値目標については、H22年公有財産の利活用方針策定後設定する。					

B 健全な財政の確立

プラン番号

6

改革項目	財源確保の推進	担当課	財政課			
現況及び問題・課題	<p>【現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市税：20,040百万円（H20年度決算額）→11,926百万円（H21年度予算額） ○財政調整基金残高：8,180百万円（H20年度末）→5,000百万円（H21年度末） ○地方債残高：一般会計地方債残高については25,952百万円（H20年度末） ○債務負担行為支出予定額：一般会計 9,413百万円（H21年度以降） <p>【問題・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○景気後退にともなう市税の減収のため、今後、2～3年は予算編成において厳しい状況が続く見込みである。 ○健全な財政構造の再構築を図るため、新しい安定的な収入による財源確保や、経済不況による税収減の備えとなる基金財源の確保などが必要である。 					
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○市民公募債の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・市民公募債の導入について検討を行う。 ○新たな広告媒体を活用した財源確保策の検討・実施 <ul style="list-style-type: none"> ・バナー広告、ネーミングライツ等新たな広告媒体の導入について検討する。 <p>※バナー広告：インターネットのホームページや、市広報、各種印刷物に貼られている企業等の広告のこと。</p> <p>※ネーミングライツ：スポーツ施設等の名前を付ける権利。施設所有者が企業などに命名権を売ること。</p>					
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の市政への参加機会の増加と意識の向上が図られる。 ○財産の有効活用を図ることにより財産収入が増加する。 					
年度別計画	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	
実施予定業務	<ul style="list-style-type: none"> ○市民公募債の導入 【検討】 → 【実施】 					
	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな広告媒体を活用した財源確保策の検討・実施 【検討】 → 【実施】 					
数値目標	○市民公募債		1億円	1億円	1億円	1億円
	○広告媒体		2件	2件	3件	3件
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ○市民公募債の導入時期については、導入時の財政状況及び対象施設等の性質(市民参加を得やすいか等)に留意しながら進める。 					

B 健全な財政の確立

プラン番号


7

改革項目	収納環境の整備	担当課	税務課 収納推進課			
現況及び問題・課題	<p>【現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市の口座振替率は、市県民税で72.8%、固定資産税で82.3%、軽自動車税で74.1%、税全体で76.4%と他市町村に比べると高い率となっている。(H19年度市県民税比較⇒ 県内市平均：35%、豊橋市：36%、豊川市：42%、蒲郡市：49%、新城市：54%) ○休日収納窓口も年3回開設し、収納機会の拡大を図っている。 <p>【問題・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○口座振替・休日収納窓口等を実施しているが、年々、滞納件数・滞納繰越額が増加してきているため、時代のニーズに沿った納税環境を整備する必要がある。 ○給与・生命保険等の差押をH18年度から実施しているが、差押後も新たな滞納が継続して発生している。 					
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○口座振替の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な収納体制を維持するため、引き続き、口座振替による納税を推進する。 ○コンビニ収納の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・対象：市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、保育料、住宅使用料、介護保険料、後期高齢者医療保険料(H20年10月から水道料、下水道使用料はコンビニ収納実施) ○東三河地方税滞納整理機構設立の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県と東三河5市により滞納整理機構を設立し、高額・困難案件の徴収の推進と、徴収事務の知識習得・技術向上を図る。 					
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ○口座振替の推進を図ることにより、収納率が一層向上する。 ○24時間、365日どこからでも収納が可能なコンビニ収納を導入することにより、納税者の利便性が向上するとともに、徴収率の向上を図ることができる。 ○広域的な滞納整理体制の構築により、滞納繰越分徴収率の向上が期待できる。 ○休日収納窓口の廃止が可能となることから、人件費の削減を図ることができる。 					
年度別計画		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
実施予定業務	○口座振替の推進【実施】	→				
	○コンビニ収納の導入【検討】	→			【実施】	→
	○東三河地方税滞納整理機構設立の検討【検討】	→	【設立】	→	【実施】	→
数値目標	○市税徴収率(H20年度：98.06%) 98.08%	98.09%	98.13%	98.17%	98.20%	
	○滞納繰越分徴収率(H20年度：24.9%(国保税を除く)) 26.00%				31.00%	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ○クレジット納税・電子納税制度の導入についても検討していく。 ○市税徴収率が0.01%向上する毎に、130万円程度の収入効果が見込まれる。 					

C 事務の効率化

プラン番号

8

改革項目	社会教育施設の管理運営方法の見直し		担当課	生涯学習課	
現況及び問題・課題	<p>【現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内には、文化ホール3施設、テニスコート5箇所、弓道場3箇所、パターゴルフ場3箇所、野球場3箇所等々、多数の社会教育施設が散在する。 ○施設の管理形態は、指定管理者等への委託と市役所直営による管理がある。 <p>【問題・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合併により同種の施設が増え、年間利用者数にも大きな違いがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・文化ホール利用者：田原2,351人/月、赤羽根561人/月、渥美1,738人/月(H19年度) ・パターゴルフ場利用者：緑が浜40.3人/日、赤羽根14.9人/日、渥美4.8人/日(H19年度) ○施設の利用人数が多くても少なくとも維持管理費にあまり変わりはないため、合理的な施設運営が必要である。 				
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○施設管理運営業務の外部委託の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理の外部委託を推進するため、検討組織を設置する。 ・対象施設、管理運営方法(管理代行制度、指定管理者制度等)について検討を行う。 ・制度導入に当たっては、「単独施設での委託方法」だけではなく「複数の施設をパッケージ化した委託方法」についても検討する。 <p>※改革にあたっては、「17 公共施設のあり方の検討」と併せて検討する。</p>				
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ○民間活力の導入により、専門的なサービスの提供、維持管理等に対する迅速かつ柔軟な対応を促進することができる。 ○複数の施設をパッケージ化して委託することにより管理経費が削減できる。 ○職員人件費の削減を図ることができる。 				
年度別計画	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
実施予定業務	<ul style="list-style-type: none"> ○施設管理運営業務の外部委託の検討 <p>【実施方針策定】</p> <p>【検討】 </p>				
数値目標					
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ○対象施設：田原文化会館、赤羽根文化会館、赤羽根文化広場、池ノ原会館、皿焼古窯館、渥美文化会館、江比間野外活動センター、渥美運動公園、博物館、図書館等 ○数値目標については、実施方針策定後に設定する。 				

C 事務の効率化

プラン番号

9

改革項目	市営住宅の管理運営方法の見直し		担当課	建築課	
現況及び問題・課題	<p>【現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅は老朽化し、年々、維持管理コストは増加している。 ○現在、全11の市営住宅について、市役所直営で管理運営業務を実施しているが、入退居手続き、家賃徴収、クレーム処理等の業務に加え、悪質な滞納者への対応、高額所得者への対応等、業務が多様化している。 <p>【問題・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様化する住宅ニーズに対応するため、民間のノウハウを活用した外部委託を検討する必要がある。 				
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅管理業務の外部委託の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設、委託方法等を検討するため検討組織を設置する。 ・委託業務内容の検討(入退去手続き、徴収(滞納整理)、営繕工事、保守、クレーム対応等) ○住宅管理業務の外部委託の試行実施 <ul style="list-style-type: none"> ・検討結果を踏まえて、試行実施する。 ○住宅管理業務の外部委託の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・検討結果及び試行を踏まえて外部委託を実施する。 				
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ○民間活力の導入により、専門的なサービスの提供、維持管理、クレーム等に対する迅速かつ柔軟な対応が可能となる。 ○職員人件費の削減を図ることができる。 				
年度別計画	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
実施予定業務	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅管理業務の外部委託の検討【検討】 				
数値目標	○委託住宅数 (全住宅数11団地)		2団地		9団地 (11団地)
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ○H24年度からの試行実施を踏まえ、H25年度から全市営住宅の管理業務の民営化を予定する。 ○管理業務の民営化を図ることにより、職員2名分の業務を削減できる。 				

C 事務の効率化

プラン番号

10-1

改革項目	外郭団体・関係団体の見直し (社会福祉協議会の自立支援)		担当課	福祉課	
現況及び 問題・課題	<p>【現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会へは市職員を6名派遣。 ○団体運営補助として35,020千円、事業費補助として18,712千円を支援(H21年度予算)。 <p>【問題・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主財源の確保等経済的な法人の自立が必要となっている。 ○地域福祉に関する企画立案・実践力の向上等、プロパー職員の育成と市職員派遣の見直しについて検討する必要がある。 				
具体的な 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○組織・支援体制等の検討・見直し <ul style="list-style-type: none"> ・検討組織を設置して、社会福祉協議会の組織体制・運営方法・役割、行政支援の有無等について調査し、社会福祉協議会の自立に向けた検討を行う。 ・検討結果に基づき自立計画を策定する。 ・自立計画に基づいた、組織運営を実施。財政的・人的支援については、必要最小限とする。 <p>※改革にあたっては、「20 補助金の見直し」と併せて検討する。</p>				
期待される 効果	<ul style="list-style-type: none"> ○市民参加を醸成し、安心安全な市民生活を推進することができる。 ○プロパー職員の採用・育成等により、地域の実情や時代に応じた福祉事業の立案と実践が可能となる。 ○会費収入や事業収入の増加により、安定的な福祉サービスの提供が可能となる。 ○市派遣職員人件費の削減を図ることができる。 				
年度別計画	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
実施予定業務	<p>○組織・支援体制等の検討・見直し 【検討組織の設置・検討】</p> <p>【実施】</p> <p>【自立計画の策定】</p>				
数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ○市派遣職員数 (H21.4: 6人) ○会員数(団体数) (H21.4: 776) 		5人		3人
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ○数値目標については、プロパー職員の育成を推進し、市派遣職員の削減を目標とする。 ○市派遣職員を削減することにより、1人あたり8,000千円程度の削減効果が見込まれる。 ○会員数(団体数)に関する数値目標については、自立計画策定後設定する。 				

C 事務の効率化

プラン番号

10-2

改革項目	外郭団体・関係団体の見直し (観光協会の自立支援)	担当課	商工観光課		
現況及び 問題・課題	<p>【現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○田原市観光協会は、会員数137団体で田原市長が会長を兼務し、その事務を市商工観光課内で職員が兼務している。 ○主要事業は蔵王山展望まつり、やしの実投流事業、観光PR事業等々がある。 ○協会年間予算49,560千円のうち、市補助金として41,900千円を支援している。(H21年度予算) <p>【問題・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市観光協会補助金として団体支援を行っているが、観光協会の自立を目指すには、自主財源(会費等)及び事務局職員の確保が課題となっている。 ○事務局を市役所職員が兼務するため、思い切った事業が展開できない。また、数年で異動する職員体制では、観光に関するノウハウが蓄積されず、多様化する観光ビジネスに対応できない。 				
具体的な 取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○組織・支援体制等の検討・見直し <ul style="list-style-type: none"> ・観光協会の自立に向けた検討組織を設置して、他市町村の観光協会の組織体制・運営方法・行政支援の有無等について、調査・検討を実施する。 ・検討結果に基づき、自立計画を策定する。 ・自立計画に基づいた組織運営を実施。財政的・人的支援については、必要最小限とする。 <p>※改革にあたっては、「20 補助金の見直し」と併せて検討する。</p>				
期待される 効果	<ul style="list-style-type: none"> ○観光客の増加と地域産業等の活性化を図ることができる。 ○プロパー職員の採用・育成等により、大胆な誘客活動・思い切った事業展開等を行うことができる。 ○地元関係者が主体となった企画立案と実践等により、「市民参加と協働」が促進される。 ○会費収入や事業収入の増加により、安定的な観光サービスの提供が可能となる。 ○職員人件費の削減を図ることができる。 				
年度別計画	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
実施予定業務	<p>○組織・支援体制等の検討・見直し 【検討組織の設置・検討】</p> <p>【自立計画の策定】 【実施】</p>				
数値目標	○観光協会会員数 137会員	200会員			
	○市職員の負担削減 2.5人	1人			
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ○数値目標については、観光関係事業者200会員の全ての加入を目標とする。 ○また、プロパー職員の採用、育成により市職員の削減を目標とする。 ○会員増にともない、100万円程度の会費収入増額が見込まれる。 				

D サービス体制の見直し

プラン番号


11

改革項目	保育所の適正化		担当課	子育て支援課	
現況及び問題・課題	<p>【現況】</p> <p>○H21年4月現在、市内には市立保育園が21施設、私立幼稚園が2施設ある。</p> <p>○少子化の影響を受け、園児は全般的に減少傾向にある。</p> <p>○H19年4月から伊良湖岬保育園が開設。(伊良湖・小塩津・堀切・和地・亀山保育園休園)</p> <p>【問題・課題】</p> <p>○少子化の影響により、園児の全体数が減少するとともに、50人以下の園が3割程度となっており、保育サービス・保育士の配置、財政面で不効率な運営となっている。</p> <p>○保護者の就労形態の変化にともない、保育ニーズは多様化していることから実情に合った対応が求められている。</p>				
具体的な取組内容	<p>○適正化の検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討会の設置(H21年度設置済)・検討：適正規模・適正配置、サービス体制(3歳児保育、0歳児保育等)、職員体制の検討⇒方向性の確定 ・関係者等への説明・調整：適正化対象地区への説明会等の開催 ・適正化の実施 <p>○民営化の検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討会の設置・検討：適正化検討会で併せて実施 ・関係者等への説明・調整：民営化対象地区への説明会等の開催 ・民営法人の選定：公募等による民間法人の選定 ・民営化の実施 				
期待される効果	<p>○保育ニーズに即した保育サービスの拡充が図られる。</p> <p>○児童、保護者にとって最適な保育環境が提供される。</p> <p>○保護者の選択肢が拡大する(公営と民営、保育園と幼稚園等)。</p> <p>○保育士の適正配置と保育サービスの充実が図られる。</p> <p>○保育所運営費の効率化が図られる。</p>				
年度別計画	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
実施予定業務	<p>○適正化の検討・実施</p> <p>【検討(H21年度中に実施し方向性確定)】</p> <p>【関係者等への説明実施(H21年度から)】</p>			【適正化の実施】	
数値目標	○市立保育園数 (H21.4.1 21園)			20園 (△1園)	18園 (△2園)
特記事項	<p>○数値目標については、H25年度に1園の適正化を実施、H26年度に1園の適正化及び1園の民営化を目標とする。</p> <p>○適正化を実施することにより、1園あたり維持管理費及び職員人件費が15,000千円程度削減される。また、民営化を実施することにより、1園あたり20,000千円程度の運営コスト削減が見込まれる。</p>				

D サービス体制の見直し

プラン番号

12

改革項目	小中学校の規模適正化		担当課	教育総務課	
現況及び問題・課題	<p>【現況】</p> <p>○H21年4月現在、市立小学校数：20校、市立中学校数：7校</p> <p>○全校児童数が120人以下の小規模小学校は8校(六連小、大草小、田原南部小、高松小、若戸小、和地小、伊良湖小、亀山小)</p> <p>○全校生徒数が120人以下の小規模中学校は1校(泉中)</p> <p>【問題・課題】</p> <p>○児童生徒数が少なくなり、クラス替え等が出来ないことにより、人間関係が固定化されてしまい、競争心や社会性が育ちにくくなる。</p> <p>○児童生徒の負担(各種大会への出場や学校行事等)、保護者の負担(PTA活動等)、教職員の負担(教育カリキュラムや学校行事等)も大きく、学校運営にも支障をきたしている。</p>				
具体的な取組内容	<p>○規模適正化の検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会による検討：義務教育のあり方、適正規模・適正配置、地域との関わり方等(H21年度：「適正規模の基本的な考え方」策定) ・関係者等への説明・調整：適正化対象地区の保護者等との意見交換会を開催 ・規模適正化の実施 				
期待される効果	<p>○児童生徒同士の接する機会が増えることにより、社会性が育まれる。</p> <p>○多面的・多角的な見方、考え方が養われ、お互いに切磋琢磨することができる。</p> <p>○授業やクラブ活動、部活動のレパートリーが増え、児童生徒の選択肢が広がる。</p> <p>○児童生徒の健全な育成、保護者・教職員の負担軽減につながる。</p>				
年度別計画	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
実施予定業務	<p>○規模適正化の検討・実施</p> <p>【教育委員会による検討(H21年度：「適正規模の基本的な考え方」策定)】</p> <p>【関係者等との意見交換(H21年度から実施)】</p> 				
数値目標					
特記事項	<p>○規模適正化の実施にあたっては、検討経過を踏まえ、条件が整ったところから随時実施する。</p> <p>○数値目標については、検討経過を踏まえ設定する。</p>				

D サービス体制の見直し

プラン番号

13

改革項目	給食方式の統一		担当課	教育総務課	
現況及び問題・課題	<p>【現況】</p> <p>○給食センター調理：小学校9校、中学校4校、保育園13園</p> <p>○自校調理：小学校11校、中学校3校、保育園8園</p> <p>○H20年5月教育委員会定例会で共同調理方式への統一及び市内中央部に給食センターを1箇所建設することが決定。</p> <p>【問題・課題】</p> <p>○食育や地産地消の推進を踏まえて、給食センターの整備を進める必要がある。</p> <p>○一層の合理性を高めるため、民間活力を導入した行政サービスの展開を図ることが必要である。(H21年度給食センターPFI導入可能性調査を実施。)</p>				
具体的な取組内容	<p>○新給食センターの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H20年5月の教育委員会定例会での決定に基づき、市内中央部に1箇所の給食センターを建設する。 ・PFI手法による施設整備運営を行う。 ・私立幼稚園2園への給食提供についても検討する。 ・新給食センターの整備完了後は、市内の全ての小中学校・保育園の給食調理方式を共同調理方式に統一する。 				
期待される効果	<p>○安心安全かつ公平な給食サービスが提供可能となる。</p> <p>○見学コースや試食コース等を併設することにより、食育の推進を図ることができる。</p> <p>○学校給食会・JA・地元事業者等と連携し、地元食材を活用することにより、地産地消を推進することができる。</p> <p>○太陽光発電施設の設置等により、環境負荷の軽減を図ることができる。</p> <p>○PFI手法の活用により、一層合理的な運営を図ることができる。</p>				
年度別計画	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
実施予定業務	○給食センターの整備(PFI手法の導入) 【事業の推進】			【実施(センターに統一)】	
数値目標				○給食センター整備 1施設	
特記事項	OH21年度「PFI導入可能性調査」実施。				

改革項目	ぐるりんバスの路線見直し	担当課	市民協働課																																																																																																																		
現況及び問題・課題	<p>【現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ぐるりんバスの運行状況(右表) ○田原市地域公共交通会議の設置・検討。 <p>【問題・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者の減少と収入減。 ○路線バス(豊橋鉄道)やライフランド巡回バス(渥美福祉センター)との競合。 ○交通空白地帯(八王子・村松・向新・山田・日出・伊良湖地区)の存在。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th rowspan="2">運転開始時期</th> <th colspan="3">H19d</th> <th colspan="3">H20d</th> <th rowspan="2">現状</th> </tr> <tr> <th>利用者数</th> <th>便数</th> <th>利用者数/便数</th> <th>利用者数</th> <th>便数</th> <th>利用者数/便数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 蘆浦線</td> <td>H14.7</td> <td>82,725</td> <td>5,124</td> <td>16.1</td> <td>64,783</td> <td>5,110</td> <td>12.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 表浜線</td> <td>H14.7</td> <td>14,343</td> <td>3,660</td> <td>3.9</td> <td>14,097</td> <td>3,650</td> <td>3.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 高松線</td> <td>H16.7</td> <td>17,696</td> <td>3,660</td> <td>4.8</td> <td>17,781</td> <td>3,650</td> <td>4.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 中央線</td> <td>H14.7</td> <td>31,174</td> <td>3,660</td> <td>8.5</td> <td>26,297</td> <td>3,650</td> <td>7.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 西部線</td> <td>H14.7</td> <td>39,580</td> <td>5,124</td> <td>7.7</td> <td>43,642</td> <td>5,110</td> <td>8.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 大久保線</td> <td>H15.7</td> <td>9,139</td> <td>2,928</td> <td>3.1</td> <td>10,884</td> <td>2,920</td> <td>3.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 赤羽根線</td> <td>H15.7</td> <td>3,285</td> <td>4,026</td> <td>0.8</td> <td>3,589</td> <td>4,015</td> <td>0.9</td> <td>H21.7~(土・日・祝日運行)</td> </tr> <tr> <td>8 西浦循環線</td> <td>H15.7</td> <td>38,107</td> <td>996</td> <td>38.3</td> <td>24,807</td> <td>997</td> <td>24.9</td> <td>H21.4~(運休)</td> </tr> <tr> <td>9 中山線</td> <td>H19.7</td> <td>7,887</td> <td>1,650</td> <td>4.8</td> <td>9,992</td> <td>2,190</td> <td>4.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 八王子線</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>(1,946)</td> <td>(920)</td> <td>2.1</td> <td>H20.8~10(実証運行)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>243,936</td> <td>30,828</td> <td></td> <td>215,872</td> <td>31,292</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		路線名	運転開始時期	H19d			H20d			現状	利用者数	便数	利用者数/便数	利用者数	便数	利用者数/便数	1 蘆浦線	H14.7	82,725	5,124	16.1	64,783	5,110	12.7		2 表浜線	H14.7	14,343	3,660	3.9	14,097	3,650	3.9		3 高松線	H16.7	17,696	3,660	4.8	17,781	3,650	4.9		4 中央線	H14.7	31,174	3,660	8.5	26,297	3,650	7.2		5 西部線	H14.7	39,580	5,124	7.7	43,642	5,110	8.5		6 大久保線	H15.7	9,139	2,928	3.1	10,884	2,920	3.7		7 赤羽根線	H15.7	3,285	4,026	0.8	3,589	4,015	0.9	H21.7~(土・日・祝日運行)	8 西浦循環線	H15.7	38,107	996	38.3	24,807	997	24.9	H21.4~(運休)	9 中山線	H19.7	7,887	1,650	4.8	9,992	2,190	4.6		10 八王子線	-	-	-	-	(1,946)	(920)	2.1	H20.8~10(実証運行)	合計		243,936	30,828		215,872	31,292		
路線名	運転開始時期	H19d				H20d			現状																																																																																																												
		利用者数	便数	利用者数/便数	利用者数	便数	利用者数/便数																																																																																																														
1 蘆浦線	H14.7	82,725	5,124	16.1	64,783	5,110	12.7																																																																																																														
2 表浜線	H14.7	14,343	3,660	3.9	14,097	3,650	3.9																																																																																																														
3 高松線	H16.7	17,696	3,660	4.8	17,781	3,650	4.9																																																																																																														
4 中央線	H14.7	31,174	3,660	8.5	26,297	3,650	7.2																																																																																																														
5 西部線	H14.7	39,580	5,124	7.7	43,642	5,110	8.5																																																																																																														
6 大久保線	H15.7	9,139	2,928	3.1	10,884	2,920	3.7																																																																																																														
7 赤羽根線	H15.7	3,285	4,026	0.8	3,589	4,015	0.9	H21.7~(土・日・祝日運行)																																																																																																													
8 西浦循環線	H15.7	38,107	996	38.3	24,807	997	24.9	H21.4~(運休)																																																																																																													
9 中山線	H19.7	7,887	1,650	4.8	9,992	2,190	4.6																																																																																																														
10 八王子線	-	-	-	-	(1,946)	(920)	2.1	H20.8~10(実証運行)																																																																																																													
合計		243,936	30,828		215,872	31,292																																																																																																															
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○校区公共交通利用促進協議会(仮称)の設置・検討 <ul style="list-style-type: none"> ・各校区毎に公共交通利用促進協議会(仮称)を設置する。 ・主に、運行基準(1乗車平均5人)に満たない路線について、①路線・経路の見直し(統合・廃止を含む)、②運行本数の見直し、③運賃の見直し、④その他利用促進策について検討する。 ○田原市地域公共交通会議における検討・見直し <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、路線毎に利用状況や採算性等について検証する。 ・経費削減のため、小型車両(ジャンボタクシータイプ)やリース車両、新交通システム(デマンドバス・タクシー)の導入についても、実態に応じて見直しを図る。 																																																																																																																				
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ○合理的な公共交通網が構築される。 ○運行経費の削減を図ることができる。 ○巡回バスと路線バス(伊良湖本線・支線)の競合を解消することができる。 ○交通空白地帯の解消や環境負荷の軽減を図ることができる。 																																																																																																																				
年度別計画	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度																																																																																																																
実施予定業務	<ul style="list-style-type: none"> ○校区公共交通利用促進協議会(仮称)の設置・検討【設置・検討】 <ul style="list-style-type: none"> ○田原市地域公共交通会議における検討・見直し【検討】 																																																																																																																				
数値目標	○収支比率 15.74%		18.83%		23.10%																																																																																																																
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ○数値目標については、H21年度収支比率予測(14.31%)から算定している。 ○H22年度は、利用促進等を図ることにより、H21年度比1.43%の収支比率の向上を図る。 ○H24年度は、車両の小型化等運行コストの削減を図ることにより、H21年度比4.52%の収支比率の向上を図る。 ○H26年度は、運賃の改正等を行なうことにより、H21年度比8.79%の収支比率の向上を図る。 																																																																																																																				

D サービス体制の見直し

プラン番号

15

改革項目	ライフランド巡回バスのあり方の検討		担当課	市民協働課 福祉課・健康課	
現況及び問題・課題	<p>【現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ライフランド(渥美福祉センター)を利用する高齢者(60歳以上)のために、渥美地域を3つのエリア(西山方面・泉方面、伊良湖方面)に分け、週2回無料の送迎バスとして運行。 ○H19年7月から「ぐるりんバス(中山線)」の本格運行に伴い、中山・小中山エリアの運行を廃止。 ○路線バスを利用する高齢者(70歳以上)のために、H18年から料金の助成を開始(利用実態を踏まえ、年々減額)。 ○田原市地域公共交通会議の設置・検討(H20年度：全バス路線見直し実施(運行・運賃・ダイヤ等))。 <p>【問題・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○巡回バスと路線バス(伊良湖本線・支線)が競合しているため、お互いのバスで不効率な運行となっているとともに、路線バスの利用者の減少にもつながっている。 				
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○巡回バスのあり方の検討・見直し(田原市地域公共交通会議において) <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通空白地帯(集落単位)の把握、地域の意向調査を実施する。 ・地域公共交通システム(代替交通機関)を検討する。 ・調査検討に基づき、試行運行を実施する。 ・試行運行結果に基づき、代替交通機関の運行を開始する。 				
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ○市内公共交通サービスの公平性を確保することができる。 ○巡回バスと路線バス(伊良湖本線・支線)の競合を解消することができる。 ○公共交通空白地帯の解消や環境負荷の軽減を図ることができる。 				
年度別計画	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
実施予定業務	○巡回バスのあり方の検討・見直し【調査・検討】				
			【代替交通機関の試験運行実施】	【代替交通機関の本格運行実施】	
数値目標	○ライフランド巡回バスの廃止			3路線	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ○H24年度までに代替交通機関を確保し、H25年度から3路線の合理化を図る。 ○3路線を廃止することにより、維持管理費5,000千円程度の削減効果が見込まれる。 				

D サービス体制の見直し

プラン番号

16

改革項目	窓口サービス向上策の検討		担当課	市民課	
現況及び問題・課題	<p>【現況】</p> <p>○H17年10月から平日時間外窓口を開設したが、絶対的利用者数が少ないため、H21年4月から「土曜開庁による窓口サービス(午前8:30~12:30まで)」及び「諸証明の電話予約サービス」を実施。</p> <p>○サービスを提供する窓口が、市民課、税務課等分散している。</p> <p>【問題・課題】</p> <p>○市民生活に密接に関係する諸証明の発行窓口を一本化し、サービスの向上を図る。</p> <p>○窓口業務の外部委託等により、一層のコスト削減を推進する必要がある。</p> <p>○地方分権の推進を踏まえ、市民の関係する国・県の諸証明業務についても、市民の身近な場所でサービスが受けられるように検討を進める必要がある。</p>				
具体的な取組内容	<p>○証明書発行窓口の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民生活に密接に関係する証明書の発行場所の拡充について検討する。 <p>○パスポート発行の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民サービス向上のため、パスポートの発行等、県からの権限委譲について検討・調整を行う。 <p>○窓口業務のコスト削減策の検討・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場化テスト、民間委託の導入等について検討する。 				
期待される効果	<p>○諸証明発行窓口の拡充や権限委譲により、市民サービスが向上する。</p> <p>○市場化テスト、民間委託の導入等により人件費の削減が図れる。</p>				
年度別計画	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
実施予定業務	<p>○証明書発行窓口の拡充 【検討会設置・検討】 → 【方向性確定】 → 【実施】</p> <p>○パスポート発行の実施 【検討・調整】 → 【実施】</p> <p>○窓口業務のコスト削減策の検討・実施 【検討会設置・検討】 → 【実施】</p>				
数値目標	○窓口職員数(正規職員) (H21.4.1:10人)		9人	8人	
特記事項	○パスポート発行により、毎年4,000千円程度の収入効果が見込まれる(県交付金)。				

D サービス体制の見直し

プラン番号

17

改革項目	公共施設のあり方の検討				担当課	政策推進課 財政課
現況及び問題・課題	<p>【現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内には200以上の市有施設が設置され、その維持管理コストは年間30億円を超えている。 ○施設の中には、重複、類似、所期の目的を達成したと認められる施設が存在する。 ○H20年3月、施設合理化可能性調査を実施。 <p>【問題・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合併後、重複施設等の見直しが検討されていないため、維持管理コストは年々増加し、財政を圧迫している。 ○主な重複施設等は、斎場・ペット火葬場、文化ホール、パターゴルフ場等であり、これらの 					
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の機能・利用調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・検討を要する主な施設：斎場・ペット火葬場、文化ホール、パターゴルフ場等 ・利用状況、維持管理コスト等の調査を実施する。 ・他市町村事例の収集・検討 ○公共施設の合理化方針の検討・実施 <ul style="list-style-type: none"> ・検討会を設置し、検討を進める。 ・調査結果及び検討結果に基づき、公共施設合理化方針を策定する。 ・公共施設合理化計画に基づき、施設の合理化を実施する。 					
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ○低利用施設の活性化を図ることができる。 ○不要資産の有効活用(売却・貸与等)により財産収入が増加するとともに、維持管理費・人件費の削減を図ることができる。 					
年度別計画	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	
実施予定業務	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の機能・利用調査の実施【実施】 ○公共施設の合理化方針の策定・実施【検討会設置・検討】 【合理化実施】 <p>【方針策定】</p>					
数値目標						
特記事項	○数値目標については、調査結果及び方針を基に設定する。					

D サービス体制の見直し

プラン番号

18

改革項目	リサイクルプラザのあり方の検討		担当課	清掃管理課	
現況及び問題・課題	<p>【現況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するため、H12年施設設置。その後、H16年に現在の場所に移転。（敷地は田原区より賃借。1,255㎡、133千円/年） ○直営（臨時職員2名）により運営。 ○来店者数は、H18年度22,348人、H19年度23,212人。 ○市民の3Rへの意識は高まりつつあり、また、リサイクルショップやフリーマーケットの開催など、民間での経済活動が活発化していることから、所期の行政目的は達成したものと考えられる。 <p>【問題・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設の維持管理には、年間700万円程度必要なため、事業の継続及び運営形態を含めて、あり方を検討する必要がある。 				
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクルプラザのあり方の検討・見直し <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザの存続について、調査・検討を行い見直しを図る。 ・継続していく場合は、運営方法（「直営」「NPO法人等への委託」「民間への売却」）について検討する。 				
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ○施設を移管（売却）・委託した場合は、民間のノウハウを活用した3R活動が可能となる。 ○施設を廃止した場合は、年間施設管理費の削減を図ることができる。（H20年度決算額：7,748千円） 				
年度別計画	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
実施予定業務	○リサイクルプラザのあり方の検討・見直し【検討】	【実施（委託・移管・売却・廃止等）】			
数値目標	○合理化施設数	1施設			
特記事項	○リサイクルプラザを民間移管、または廃止することにより、8,000千円程度の運営・施設維持管理費の削減効果が見込まれる。				

E 財源の適正配分と受益者負担の見直し

プラン番号

19

改革項目	家庭系一般搬入ごみの有料化		担当課	清掃管理課	
現況及び問題・課題	<p>【現況】 ○市ごみ処理基本計画に基づき3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進した結果、ここ数年、ごみ排出量は減少傾向にあり、資源化率は増加している。</p> <p>【問題・課題】 ○更なるごみの減量化と受益者負担（不公平感の是正）の観点から、家庭系一般廃棄物の直接搬入について有料化を検討する必要がある。 ○有料化にともない、「不法投棄の増加」や「粗大ごみのごみステーションへの搬入」が危惧される。</p>				
具体的な取組内容	<p>○有料化の検討・実施 ・資源化センターに搬入される家庭系一般搬入ごみについて、有料化を検討する。 ・計量方法、処理手数料、手数料徴収方法等を検討する。</p> <p>※産業廃棄物の直接搬入についてはH18年度から有料化実施。 ※事業系一般廃棄物の直接搬入についてはH19年度から有料化実施(10円/kg)。 ※家庭系一般廃棄物の直接搬入については、県下34市のうち24市が有料化を実施。</p>				
期待される効果	<p>○有料化になることで、3Rの意識が高まり、ごみ減量化が推進される。 ○ゴミ処分場の延命化が図られる。 ○受益者負担の推進に寄与すると共に、不公平感の是正に繋がる。</p>				
年度別計画	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
実施予定業務	○有料化の検討・実施 【検討】		【実施】		
数値目標	○一般家庭ごみ搬入量 (H20年度搬入量：3,923t)		3,900t	3,880t	3,860t
特記事項	○有料化することにより、更なるごみの減量化が図れるとともに、年間40,000千円程度の収入効果が見込まれる。				

E 財源の適正配分と受益者負担の見直し

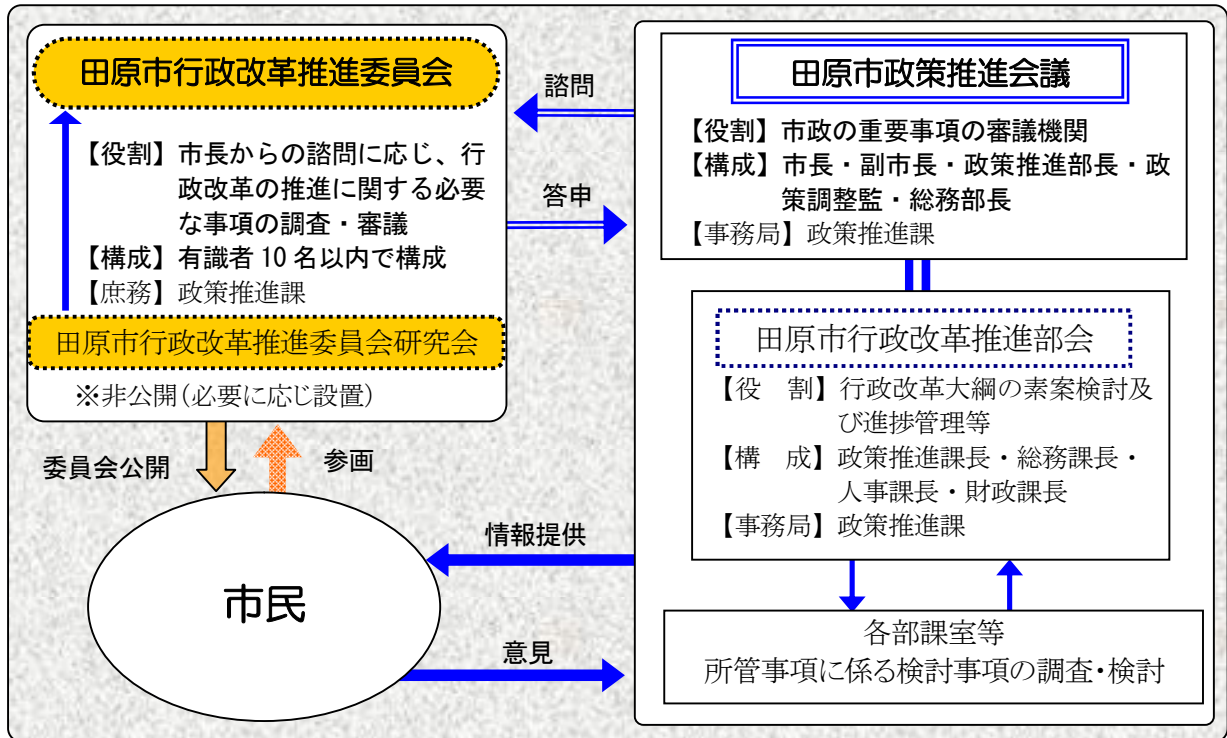
改革プラン

20

改革項目	補助金の見直し	担当課	政策推進課 財政課			
現況及び問題・課題	<p>【現況】 ○H19年3月「補助金見直しガイドライン」を策定し、4項目①運営費補助から事業費補助への移行、②補助率上限の設定(1/2)、③終期の設定(原則3年間)、④実績報告書による審査)で見直しを行うこととしている。(H21年度補助金支出件数：130件)</p> <p>【問題・課題】 ○補助金の中には、ガイドラインに則していない補助制度が多数ある(H21年度：117件)。 ○一旦、補助事業を始めると、なかなか終わることが出来ない。 ○ガイドラインでは、財務区分上「補助金、奨励金、助成金」を補助事業の対象としているが、実際には「負担金、報償費、扶助費等」の中にも補助金的要素の事業もあり、整理する必要がある。 ※事業費補助：団体等に対し、特定の事業を実施する場合に交付する補助金。 ※運営費補助：団体等に対し、特定の事業に限定せず団体の運営全般に対して交付する補助金。</p>					
具体的な取組内容	<p>○適正な補助金支出の推進(進行管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての財務区分において、補助金対象事業の見直しを実施する。 ・支出状況調査、関係者ヒアリング等を実施する。 ・補助金見直しガイドライン(改訂版)を策定する。 ・ガイドライン策定にあたっては、検討組織を設置する。 ・補助金支出の透明性を一層高めるため、市民代表や有識者で構成される審査機関の設置について検討する。 					
期待される効果	<p>○補助対象者(団体)の自立が促進される。 ○補助金支出の適正化及び透明性が確保される。</p>					
年度別計画		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
実施予定業務	<p>○適正な補助金支出の推進(進行管理) 【検討】</p> <p>【新ガイドライン策定】</p>					
数値目標	<p>○ガイドライン審査基準に不適合な補助金数 (H21.4.1：117件)</p>			0件		
特記事項	<p>○数値目標については、H19年3月策定の補助金見直しガイドラインにおける4項目(「事業費補助への移行」「補助率1/2」「補助期間3年」「実績報告による審査」)の何れかに抵触する補助金の件数を示す。(補助金支出総数：130件)</p>					

(1) 大綱の策定体制

①策定体制



②田原市行政改革推進委員会委員及び研究会委員(敬称略)

○会長(兼研究会会長)

河合 秀 敏(愛知大学名誉教授)

○職務代理者(兼研究会職務代理者)

菰 田 稀 一(前田原市副市長)

○委員(兼研究会委員)

遠 藤 由 明(田原市観光協会理事)

河 合 熙 人(田原市議会議長)

杉 浦 操 (前行政改革推進委員)

世 羅 徹 (有限責任監査法人トーマツ・公認会計士)

鳥 居 和 子(田原市更生保護女性会会長)

中 村 都 祁 子(行政相談委員)

真 野 尚 功(社団法人田原青年会議所理事長)

山 田 俊 郎(田原臨海企業懇話会会長)

③田原市行政改革推進委員会及び研究会の開催経過

【第1回推進委員会】(5月19日)

審議内容 第2次田原市行政改革大綱策定の諮問及び市の現状把握

- 第2次田原市行政改革大綱策定に関する市長からの諮問
- 委員の委嘱、会長の互選
- 第1次田原市行政改革大綱の進捗状況報告
- 改革方針の提案 他

【第1回研究会】(6月30日)

研究内容 課題の抽出、個別課題の検討等

- 第1次田原市行政改革大綱及び合併課題、その他行政課題の中から行革課題を抽出し、検討項目とする。(全28項目)
- 行革課題の中で市民サービスに深く関連する課題(改革の柱「市民サービスの再構築」に該当する重点課題項目)について検討する。(重点課題項目：公共施設のあり方他)
- 「市役所内部の改革」に該当する課題について、随時意見を聴く。

【第2回研究会】(8月3日)

研究内容 個別課題の検討

- 「市民サービスの再構築」に関する課題について検討する。(重点課題項目：ぐるりんバス路線の見直し、ライフランド巡回バスのあり方、窓口サービスの向上、補助金の見直し、社会教育施設使用料の見直し、給食センター整備、家庭系直接搬入ごみの有料化、福祉手当の見直し他)
- 検討課題項目を整理し、全25項目とする。

【第3回研究会】(9月15日)

研究内容 個別課題の検討

- 「市民サービスの再構築」に関する課題について検討する。(重点課題項目：コミュニティ支援の検討、保育所の適正化(民営化含む)、小中学校の規模適正化他)

【第4回研究会】(10月21日)

研究内容 第2次田原市行政改革大綱の素案の検討

- 全25項目の課題に対する改革項目及び実行計画(アクションプラン)について検討する。(1項目削除→全24項目とする。)
- 大綱本編素案について検討する。

【第5回研究会】(12月4日)

研究内容 第2次田原市行政改革大綱の素案の検討

- 第2次田原市行政改革大綱案について最終的な調整を行う。
- 改革項目を整理・統合し、全20項目とする。

【第2回推進委員会】(12月4日)

審議内容 第2次田原市行政改革大綱(案)の審議及び市長への答申

- 第2次田原市行政改革大綱〔暫定〕(案)についての審議及び答申案の確定
- 第2次田原市行政改革大綱〔暫定〕について、市長へ答申する。

《田原市市民憲章》

平成 17 年 10 月 1 日制定

わたしたちは、恵まれた自然と輝かしい伝統にはぐくまれたこのまちに誇りをもち、互いの心がふれ合い、明るい未来が展望される郷土を築くため、この憲章を定めます。

- 自然を愛し、水と緑のやすらぎのある 美しいまちをつくりましょう。
- 心と体をきたえ、健康で明るい 生きがいのあるまちをつくりましょう。
- 教養を深め、文化のかおり高い 心豊かなまちをつくりましょう。
- 互いに助け合い、安心して安全な 暮らしやすいまちをつくりましょう。
- 勤労を尊び、活気あふれる 伸びゆくまちをつくりましょう。

第 2 次田原市行政改革大綱
～参加と協働、連携による改革～
平成 22 年 3 月
田原市政策推進部政策推進課